

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

今日地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、医療・介護など社会保障への対応、地域交通の維持等々、その果たす役割は拡大しています。さらに地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、防災・減災事業の実施など、新たな政策課題にも直面しています。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速されています。とりわけ「骨太方針2015」以降、民間委託を2020年度(平成32年度)までに倍増させるという目標が掲げられていますが、人口や事業規模の差異、住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視した、単なる数値目標設定による民間委託の推進では、住民サービスの低下につながってしまいます。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが「地方財政計画」の役割です。財政再建目標を達成するためだけに歳出削減するならば、必要なサービスまで削減され、国民生活と地域経済に疲弊をもたらしてしまいます。

2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に下記事項の実現を求めます。

### 記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、地方自治体の財政需要を的確に把握し、必要な地方一般財源総額を確保すること。
2. 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」は、地方自治体の人口や事業規模の差異、これまでの検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小の検討を行うこと。
4. 公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と、十分な期間の確保を行うこと。
5. 人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

6. 地域間の財源偏在性の是正のため、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲の協議を進めること。
7. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等は、現行水準を確保し、臨時・一時的財源から恒久的財源へ転換するため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的経費に振り替えること。
8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
9. 地方交付税原資については、臨時財政対策債に依存せず、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）の法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年 月 日

茨城県笠間市議会議長 海老澤 勝

【提出先】 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）